その他告示

○外務省告示第三百四号

令和六年十二月十七日に東京で、国立文化センターにおける機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和七年七月十四日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　国立文化センターにおける機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　一億八千万円

3　贈与の供与期限　令和十年八月三十一日

4　署名者

日本側　藤井比早之外務副大臣

エジプト側　ラニア・アル・マシャート計画・経済開発・国際協力大臣

令和七年八月十八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百五号

令和七年七月十三日にリヤド（サウジアラビア）で、イエメン共和国における国内避難民を含む若年層のための職業訓練支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　国内避難民を含む若年層のための職業訓練支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億五千六百万円

○外務省告示第三百八号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、それぞれ別表中欄の日に行われた口上書等の交換により別表下欄の日まで延長された。

令和七年八月十八日

外務大臣　岩屋　毅

取極	贈与の供与期限の延長のための口上書等の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
鉄道中央監視システム及び保安機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文（平成二十六年三月二十四日付け）	令和七年二月十七日	令和八年八月三十一日
緊急通信体制改善計画のための贈与に関する日本国政府とジャマイカ政府との間の交換公文（平成二十九年四月六日付け）	令和七年二月二十八日	令和七年七月三十一日

3　署名者

日　本　側　中島洋一在イエメン大使

国際移住機関側　アシュラフ・エル・ヌール在サウジアラビア事務所長

令和七年八月十八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百六号

令和七年七月三日にプノンペンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四億四千二百万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　植野篤志在カンボジア大使

カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

令和七年八月十八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百七号

令和七年七月二十四日にディリで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が東ティモール民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億三千四百万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　生稲晃子外務大臣政務官

東ティモール側　ベンディト・ドス・サントス・フレイタス外務・協力大臣

令和七年八月十八日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第千二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡益城町大字上陳字天神免七三六、七三七の一から七三七の四まで、字新道一二一三、一二二四・一二二六合併七、一二二四・一二二六合併八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字天神免七三六・七三七の一・七三七の三・七三七の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七三七の二、字新道一二一三・一二二四・一二二六合併七・一二二四・一二二六合併八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字田川字岩本一六六七、一六六七の二、一六六九の一、一六七三の二、一六七四、一七七九の一、一七七九の二、一七八〇の一、一七八〇の二、一七八一の一、一七八一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩本一六六七・一六六七の二・一六七三の二・一七七九の一・一七八〇の一・一七八一の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一六六九の一、一七八〇の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

ニアッサ州における地方給水施設建設計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文（令和二年十二月十一日付け）	令和七年五月十四日	令和九年一月三十一日
メトロセブ水道区汚泥管理計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文（令和元年七月二十三日付け）	令和七年六月二十日	令和十一年十二月三十一日
稲種子生産能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文（令和五年五月一日付け）	令和七年六月二十日	令和十年七月三十一日